

令和8年度女性の健康づくり推進事業委託業務公募型プロポーザル審査要領

令和8年度女性の健康づくり推進事業委託業務に係る公募型プロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号を全て満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「令和8年度女性の健康づくり推進事業委託業務公募型プロポーザル募集要領」（以下「募集要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類の全てを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は500点満点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

- | | |
|------------------------------|--------|
| (1) 基本的な考え方 | (30点) |
| (2) SNS等や資料を活用した効果的な広報業務情報発信 | (90点) |
| (3) 有識者等との連携 | (100点) |
| (4) 独自提案 | (40点) |
| (5) 医療機関と連携した受託実績 | (120点) |
| (6) 類似業務実績 | (20点) |
| (7) 業務遂行能力（事業実績・実施体制・スケジュール） | (40点) |
| (8) 県が推進する施策への取組 | (20点) |
| (9) 再委託における県内事業者優先の取組 | (20点) |
| (10) 経費見積 | (20点) |

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

- (1) 日時及び場所
日時：令和8年4月30日（木）13:30～16:00（予定）
場所：保健衛生総合庁舎 1階 大会議室（高知市丸ノ内2丁目4-1）
- (2) プレゼンテーション
ア プレゼンテーションの時間と順番は、別途お知らせします。
イ 各社のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設けます。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別紙「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) 全ての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定します。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。
- (5) 上記（3）及び（4）にかかわらず最低基準点（総得点が満点の60%）未満の場合は、候補者又は次点者として選定しません。

審査基準

番号	審査項目	審査の視点	配点	合計
1	基本的な考え方	事業の目的を十分理解したうえでの企画・提案となっているか	30	30
2	SNS等や資材を活用した効果的な広報業務情報発信	メインターゲット及びそれらを取り巻く企業等に対し、女性特有の健康課題の理解を促す内容となっているか	30	90
		メインターゲットの年代等の属性を考慮した発信媒体の活用が具体的に提案されているか	30	
		啓発資材について、デザインイメージが提案されており、かつ、それらは効果的な内容となっているか	30	
3	有識者等との連携	専門的な内容については、受託者自らが有識者（医師や地域職域をとりまく公的機関等）と調整のうえ業務を遂行できる調整能力を有しているか	100	100
4	独自提案	本業務の効果をさらに高める方法について具体的に提案されているか	40	40
5	医療機関と連携した受託実績	医療の専門家との調整・助言を要する業務（医療従事者向けの人材育成研修や実態調査、啓発活動等）を、国や地方自治体等の公的機関から受託した実績があるか	120	120
6	類似業務実績	5の他、類似の業務実績があり、今回の業務に活かすことができるか	20	20
7	業務遂行能力 ・実施体制 ・スケジュール	過去に本業務に類似する事業の実績がある、受託業者として主体的に業務を遂行できるか等、本業務に係る基本的な能力を有しているか	20	40
		業務に応じた適切な人材が配置され、業務遂行に無理のないスケジュールとなっているか	20	
8	県が推進する施策への取組	「高知県ワークライフバランス推進企業」の認証を受けているか、又は、「トライくるみん、くるみん、プラチナくるみん、えるぼし、プラチナえるぼし」のいずれかの認証を受けているか	20	20
9	県内事業者優先の取組	県内事業者の優先取組について、次のいずれかに該当するか (1)参加者が県内に本店を有する事業者であり、全ての業務を参加者が実施し、再委託を行わないものであるか (2)参加者が県外に本店を有する事業者の場合で、再委託先が県内に本店を有するものであるか	20	20
10	経費見積	見積額は見積限度額の範囲内であり、仕様に掲げた経費がすべて計上されているか。また、積算内訳及び根拠が明確に示されており、効率的な配分になっているか	20	20
合計				500